

岐阜県公報

第 二 千 九 百 十 四 号
平 成 三 十 年 一 月 十 九 日
(金 曜 日)

目 次

告 示

道路の区域変更	(道路維持課)	二五
道路の供用開始	(同)	二六
指定管理者の指定	(地域スポーツ課)	二七
指定管理者の指定	(環境企画課)	二八
指定管理者の指定	(健康福祉政策課)	二八
指定管理者の指定	(商工政策課)	二八
指定管理者の指定	(商業・金融課)	二八
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(新産業・エネルギー振興課)	二九
指定管理者の指定	(航空宇宙産業課)	二九
指定管理者の指定	(地域産業課)	二九
指定管理者の指定	(農地整備課)	二九
県営土地改良事業の変更計画の決定	(用地課)	三〇
公共測量の終了	(技術検査課)	三〇
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(都市公園課)	三一
指定管理者の指定	(労働委員会事務局)	三一
文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る	(出納管理課)	三一
委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告		
あつせん員候補者の指名、職業等		

岐阜県公報

毎週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

告 示

岐阜県告示第十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	高山山線 停車場	高山市花里町五丁目三番四地先から 同市同町六丁目五二番一 番二地先まで	前 二五・一 後 一五・二	二五・一	

岐阜県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

平成三十年一月十九日

県道	恵那川線 東白川線	中津川市蛭川字遠ヶ根一五番 一四地先地内	三六〇〇	平成 三〇・一・一九	平成 三〇・九・三〇
		中津川市蛭川字遠ヶ根一五番 一地先地内	二九〇	平成 三〇・一・一九	平成 三〇・九・三〇

岐阜県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	恵那川線 東白川線	区 間	延長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の 告示日 ほか）
		加茂郡白川町黒川字榎木六〇 四〇番五地先地内	三七〇	平成 三〇・一・一九	平成 三〇・三・三

公 示

指定管理者の指定

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターに係

る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）第十五条及び岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）第十七条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内
公益財団法人岐阜県体育協会
代表者 小野木 孝二

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜アリーナに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜アリーナ条例（昭和四十年岐阜県条例第三号）第十五条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市八ツ寺町二丁目一九番地ソシアルビル山月三階
岐阜アリーナ運営共同体
代表者 小森 崇稔

構成員

岐阜市大蔵台一〇番二八号
ドルフィン株式会社

静岡県浜松市中区寺島町二〇〇番地
株式会社河合楽器製作所

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例（平成十四年岐阜県条例第四十六号）第十三条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

高山市丹生川町坊方二一九番地一

乗鞍国際観光株式会社

代表者 洞口 良三

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県福祉・農業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設定及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶯一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜産業会館に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十五年岐阜県条例第十三号）第十五条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

岐阜市六条南二丁目一番一号

一般財団法人岐阜産業会館

代表者 浅井 文彦

二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。
なお、その意見書は平成三十年一月十九日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)コーナン岐阜店
岐阜市鶴田町三丁目十七 外

- 二 意見の概要
岐阜市長の意見
・ 交通について
(届出事項 新設)

指定管理者の指定

岐阜県科学技術振興センターに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県科学技術振興センター条例(平成十年岐阜県条例第二十号)第十六条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体

岐阜市西鶉一丁目五二番地

株式会社三和サービス

代表者 林 正和

- 二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

指定管理者の指定

岐阜県かがみがはら航空宇宙博物館に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県かがみがはら航空宇宙博物館条例(平成二十九年岐阜県条例第三十号)第十六条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体

各務原市下切町五丁目一番地

一般財団法人岐阜かがみがはら航空宇宙博物館

代表者 松井孝典

- 二 指定の期間

平成三十年三月二十四日から平成三十四年三月三十一日まで

指定管理者の指定

セラミックパークMINO^みに係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、セラミックパークMINO^み条例(平成十三年岐阜県条例第三十二号)第十六条の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体

多治見市東町四丁目二番地の五

公益財団法人セラミックパーク美濃

代表者 古川 雅典

- 二 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦	覧	場	所	縦	覧	期	間
----------	---	---	---	---	---	---	---	---

下呂東南部地区
下呂市役所
平成三〇・二・一九

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）

三 作業期間

平成二十九年十月一日から
同 年十二月二十日まで

四 作業地域

本県市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
------	--------	--------	------------	------	----------

平成二十九年十一月十九日	株式会社アメリカ	代表取締役 高木	関市平和通七丁目一〇番地	般二十九三五〇一四	電気工事業
平成二十九年十一月二十八日	高羽板金	高羽修	養老郡養老町室原六九六番地一	般二十四二〇〇九四二	屋根及び板金工事業
平成二十九年十二月二十四日	株式会社オーテック	代表取締役 役 小川 勝志	中津川市高山一四〇四番地二〇八	般二十七七〇〇四四四	建築及び大工事業
平成二十九年十二月二十四日	有限会社森澤産業	代表取締役 役 森澤 陽子	飛騨市古川町数河二〇〇八番地	般二十七一五〇四三	とび・土工事業
平成二十九年十二月二十三日	株式会社飛騨工務店	代表取締役 役 都竹 雅之	下呂市萩原町羽根四〇四番地	特二十四四〇二七	建築工事業
平成二十九年十二月二十二日	株式会社マルダイ	代表取締役 役 草野 哲郎	揖斐郡大野町大字五之里一四八番地一	般二十七三〇〇三五五	とび・土工及び解体工事業
平成二十九年十一月十六日	オーケービス株式会社	代表取締役 役 片山 直樹	安八郡輪之内町下大樽新田一〇〇四	般二十五二〇〇九七八	とび・土工事業
平成二十九年十一月十六日	後藤防水	後藤耕司	羽島市中町加賀野井四八六番地	般二十六一〇二七六四	防水工事業
平成二十九年十一月十六日	株式会社藤幸組	代表取締役 役 近藤 幸男	安八郡輪之内町下大樽新田六九八番地の一	特二十九一二六三九	建築工事業
平成二十九年十一月十五日	長瀬水道	横山英一	揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬八八	般二十七五三三二	土木、管、水道施設及び消防施設工事業

月二十九日		秀明	二五	一	
平成二十九年十一月三十日	勝原建築	勝原貴志	安八郡神戸町大字文六道二〇六番地	般二十六二〇二〇二七	建築、大工、屋根及び内装仕上工業
平成二十九年十二月四日	株式会社 プライス オクト山岸	代表取締役 山岸 浩史	岐阜市鏡島精華三丁目一三番六号	般二十四三六四三	建築工業業
平成二十九年十二月四日	古沢電工社	古澤輝久	安八郡安八町東結二四〇番地の二	般二十五二〇〇一五	電気工業業
平成二十九年十二月十一日	株式会社 ハヤシハ ウジング	代表取締役 林仁 美	瑞穂市森六五九番地の二	般二十四一〇〇三一八	建築、大工及び内装仕上工業業
平成二十九年十二月十一日	Sky Hunt株式会社	代表取締役 岡本 直樹	岐阜市城田寺二八八七番地	般二十八一〇三〇二二	電気及び電気通信工業業

指定管理者の指定

平成記念公園に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県都市公園条例（昭和二十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の八の規定により公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

指定管理者となる団体

平成記念公園みらい創造グループ

代表者 関口 昌太朗

構成員

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
美濃加茂市蜂屋町上蜂屋二六〇〇番地一
株式会社みのかもフアーマーズ倶楽部
二 指定の期間
平成三十年四月一日から平成三十七年三月三十一日まで

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務の仕様書案に
対する意見招請に関する公告

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務の仕様書案の作成
が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年一月十九日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達役務の名称及び数量

文書管理・電子調達システムの移行、改修及び運用に係る委託業務 一式

2 意見の提出方法

(1) 提出期限 平成30年2月9日（金）午後5時（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市敷田南2丁目1番1号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話 058 272 1111（内線3223）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年1月19日（金）から平成30年2月2日（金）までの毎日（県

の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部署 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Reconstruction and maintenance administration of the documentation
and procurement system

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 19 January 2018 through
2 February 2018 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the
materials for comment:
5:00 p.m., 9 February 2018.
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00
p.m., 9 February 2018.)

(4) For further information, please contact:
Accounting Management Division, Treasury Bureau, Gifu Prefectural
Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext.3223

あつせん員候補者の氏名、職業等

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定
により、あつせん員候補者の氏名、職業等を次のとおり公示する。

平成三十年一月十九日

岐阜県労働委員会
会長 秋 保 賢 一

氏 名	現 職 等	委 嘱 年 月 日
秋 保 賢 一	弁護士 岐阜県労働委員会委員	平成二九・一二・二五
平 野 博 史	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
浅 井 直 美	弁護士 岐阜県労働委員会委員	同
三 井 栄	岐阜大学地域科学部教授 岐阜県労働 委員会委員	同
大 野 正 博	朝日大学法学部教授 岐阜県労働委員 会委員	同
高 田 勝 之	日本労働組合総連合会岐阜県連合会会 長 岐阜県労働委員会委員	同

栗 本 理 花	日本労働組合総連合会岐阜県連合会副 事務局長 岐阜県労働委員会委員	同
北 島 あつさ	岐阜一般労働組合副執行委員長 岐阜 県労働委員会委員	同
内 藤 浩	川崎重工労働組合岐阜支部執行委員長 岐阜県労働委員会委員	同
鈴 木 慎	U A セ ン セ ン 岐 阜 県 支 部 長 岐 阜 県 労 働委員会委員	同
安 藤 正 弘	一般社団法人岐阜県経営者協会専務理 事 岐阜県労働委員会委員	同
柳 原 幸 一	株式会社鶴飼代表取締役会長 岐阜県 労働委員会委員	同
村 瀬 尚 子	株式会社ソフィア総合研究所代表取締 役社長 岐阜県労働委員会委員	同
河 上 智 子	河上薬品商事株式会社専務取締役 岐 阜県労働委員会委員	同
一 柳 正 義	サイトトラベル株式会社取締役社長 岐阜県労働委員会委員	同
福 井 康 博	岐阜県労働委員会事務局長	平成二八・四・二二
原 正 憲	岐阜県労働委員会事務局審査調整課長	平成二九・四・一一

平成三十年一月十九日発行

発行者
岐 阜 県

発行所
岐阜市藪田南二丁目一番一 号

編 集

岐阜市三輪ぶりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社